

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年8月31日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問介護	(有)コスモス	北区紫野宮東町10番地1	平成17年5月20日
訪問看護	(医) 社団京健会 中村クリニック	東山区松原通大和大路東入弓矢町48・49合地	平成17年7月1日
通所リハビリテーション	介護老人保健施設「がくさい」	北区鷹峯土天井町54番地	平成17年5月9日
居宅療養管理指導	川口医院	中京区壬生相合町1番地	平成17年7月1日
居宅療養管理指導	(医) 社団京健会 中村クリニック	東山区松原通大和大路東入弓矢町48・49合地	平成17年7月1日
福祉用具貸与	ヘルスレント京都西ステーション	右京区西院安塚町72番地	平成17年7月1日
居宅介護支援事業者	安田歯科医院	中京区御幸町通御池上ル亀屋町375番地1	平成17年8月1日
居宅介護支援事業者	(有)コスモス	北区紫野宮東町10番地1	平成17年5月20日
居宅介護支援事業者	(有)エス・ケイ 貞教居宅介護支援事業所	東山区本町通新5丁目164番地 本町スチューデントハイツ1F	平成17年7月15日
居宅介護支援事業者	全労済在宅介護サービスセンターきょうと	伏見区銀座町1番地362 大手筋ビル2階	平成17年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)